



フェロー推薦小委員会規約

2025 年 11 月 21 日 第 4 回総務財務委員会承認

(目的)

第1条 本規約は、総務財務委員会規程（0201）第4条に基づき、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）フェロー推薦小委員会（以下、「小委員会」という）に関する組織運営を目的として定める。

(任務)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) フェロー候補者の選考に関する事項
- (2) フェロー候補者の推薦手順および選考方法に関する事項
- (3) その他、フェロー制度に関する事項

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 幹事
- (3) 委員

2 小委員会は、フェローの候補者を選考するにあたり、フェロー6名で構成する。

3 小委員会には委員長1名と、必要に応じて幹事1名をおく。

4 委員の選出に際しては、産官学からの委員の数のバランスを考慮する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし再任は妨げない。小委員会としての継続性が維持できるよう、経験ある委員が同時期に多数退任するがないように考慮する。

- 2 委員長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、最長任期は4年とする。
- 3 幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、最長任期は4年とする。

(委員長)

第5条 委員長と委員は理事会で決定する。

(幹事)

第6条 幹事は関東圏の委員から選出するのが望ましい。

(委員)

第7条 委員は、会務を処理する。

(委嘱)

第8条 委員は、会長が委嘱する。

(議事)

第9条 小委員会の議事は、委員総数の3分の2以上の出席により成立する。小委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 緊急もしくは小委員会が定足数に達せず不成立の場合は、メール審議により議事する。メール審議の手続きは総務財務委員会メール審議細則（0201-00-02）に準ずる。

(議事録)

第10条 小委員会の議事録は、委員長または幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、小委員会の承認を得て保存しなければならない。

(改定)

第11条 本規約の改定は、フェロー推薦小委員会が起案し、総務財務委員会の承認を得たのち、理事会に報告するものとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会が別に定める。

附則

1 2025年11月21日 第4回総務財務委員会制定、同日施行